

2016年度 川口静記念奨学生募集要項

アジア各国からの留学生（外国人用）

I 応募資格

- (1) 日本以外のアジア国籍を有し、アジア各国から日本に修学または研究のため来日し、大学院あるいは大学学部にて正規の学生として在籍しているもの。または在籍することが確定しているもの。
- (2) 大学院課程在籍者あるいは在籍が確定しているものの年齢は申請時35歳未満、学部にて在籍者あるいは在籍が確定しているものの年齢は申請時30歳未満とする。
- (3) 品行方正、学業優秀、身体強健であり、経済的援助を必要とするもの。
- (4) 学長あるいは指導教授の推薦があるもの。
- (5) 他から奨学金の給付を受けていないもの。
- (6) 日本語能力証明書としてTOPIJ上級Cレベル以上のもの。（JLPT可）

II 奨学金の支給と停止

- (1) 奨学金は大学院博士レベル年額840,000円（月額70,000円）、大学院修士及び学部レベル年額720,000円（月額60,000円）とする。
- (2) 奨学金の給付は原則として平成28年4月より1年間とする。
- (3) 病気その他の事由により、修学または研究を継続する見込みのない場合。学業成績不良、指導教官などから修学又は研究の継続に不適当と認められた場合。当財団の定めた論文・レポートの提出期限を理由なく遅滞した場合。素行不良等により、当財団の名誉を傷つけたと認められた場合。又当該在籍の学校に（留学等々の理由であっても）ゼミ他授業に出席しない場合については奨学金の支給を停止する。
- (4) 年度途中の卒業については、卒業月の奨学金支給をするか否かの判断は個別案件とする。

III 選考の方法

- (1) 第1次：学業成績等、申請書類により選考をおこなう。
（第1次の可否は応募者全員に書面で通知する。又、合格者には第2次面接の案内通知をする、平成28年2月下旬予定）
- (2) 第2次：面接及び小論文のテストにて選考をおこなう。
（面接日は平成28年3月初旬、会場は兵庫県尼崎市の予定、交通費は個人負担）

IV 応募方法

- (1) 「奨学金申込書」及び「身上書」（財団所定のものを使用のこと）
- (2) 指導教授の「推薦状」1通（A4版の用紙）
- (3) 「在学証明書」（既に在学のもの）又は「入学許可書」（入学が確定しているもの）
- (4) 「学業成績書」（現課程のものが入手できない場合は前課程のものを添付する。
不可能な場合は、母国の成績書でもよい）
- (5) 「在留カードのコピー又は住民票」
- (6) 「留学中の修学・研究計画書」（A4版の用紙に修学・研究目標、スケジュール及び将来の計画などを日本語、英語のいずれかで書くこと）
- (7) 可否通知用の「官製葉書」一枚（応募者の現住所を表記のこと、裏面は白紙のもの）
- (8) 日本語能力証明書コピー

応募者は(1)については財団所定の用紙に所要事項を記載し、(2)～(8)の書類を添えて、大学の窓口を通じて簡易書留郵便にて、下記財団事務所宛に申し込むこと。

一般財団法人 アジア国際交流奨学財団

〒661-8690 尼崎北郵便局私書箱第77号

TEL(06)6493-6257

V 応募受付期間

平成27年12月10日(木)～平成28年1月30日(土)（最終日の消印のあるもの有効）

*応募書類は一切返却しない。

尚、渡日前奨学金については、別途メールにてお問い合わせ下さい。 info@chuken.org